

熊本県情報公開審査会答申の概要
(平成28年10月7日付け答申第125号)

1 事案の概要

H26.9.2 異議申立人

情報公開条例（以下「条例」）に基づき、知事（以下「実施機関」）に対し、次の文書を開示請求（以下「本件開示請求」）。

- (1) 添付書類1の別紙4（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (2) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (3) 添付書類1の別紙6（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (4) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (5) 添付書類1の別紙8（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (6) 同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- (7) 添付書類1の別紙9（病院使用許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- (8) 同使用許可書

H26.10.16 実施機関

本件開示請求に該当する行政文書として特定した文書のうち、以下に示す文書については、条例第7条第2号及び第3号に該当することを理由に、部分開示決定（以下「本件部分開示決定」）を行った。

- (1) 平成15年2月24日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前及び変更後の平面図（以下「本件行政文書1」という。）
- (2) 平成15年4月3日付け「病院使用許可申請書」及び当該申請書に添付されている変更前及び変更後の平面図（以下「本件行政文書2」という。）
- (3) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の平面図（以下「本件行政文書3」という。）
- (4) 平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の平面図（以下「本件行政文書4」という。）
- (5) 平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変更後の平面図（以下「本件行政文書5」という。）

H26.12.10 異議申立人

本件部分開示決定を不服として、異議申立て。

H27.2.24 実施機関

情報公開審査会に諮問（諮問第165号）。

2 当事者の主張の趣旨

(1) 異議申立人

本件部分開示決定を取り消し、開示を求める。

変更後の平面図は、A病院の内部情報であることを理由に、ほとんど黒塗りされ非開示である。申立人が県と訴訟中であることから、県が明確な意図をもって文書を秘匿していると考えられる。

県は、平面図や関連文書の開示を頑なに拒みながら、一方では「何ら問題ない図面である」との相反する趣旨を裁判で再三述べている。問題ない図面であれば、おそれることはいはざるべきであり、従って、マスキング等の手の込んだ工作をさせず、事実解明のために全面開示するのが公正・公平を重んじなければならぬ行政官庁のあるべき姿ではあるまいか。

病院内の構造設備（病室、診療室、手術室、検査室等）の大半は、広く一般に詳細な位置関係等が公表されており、公表されなければ、患者は外来診察や通院・入院ができず、家族はお見舞いもできない。

本件平面図で、B保健所が公表している（マスキングしていない）箇所を見ると、廊下・階段・トイレのみである。これでは、患者や家族はトイレしか利用できないことになる。非常識な解釈であり、医療を広く人々に提供する公共的な施設という病院の特性そのものを否定している。

本件平面図のマスキング（大半不開示）は、社会通念に明らかに反しており、到底容認できるものではない。

(2) 実施機関

個人の氏名及び職名（公務員を除く。）、一級建築士の登録番号及び氏名については、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、不開示とした。

設計図作成業者に関する情報については、病院を経営する法人の取引先に関する情報であり、公にすると法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アの規定により不開示としている。

平面図のうち、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分については、条例第7条第3号アに該当し、公にすることにより当該法人の内部管理情報及び取引先情報が公開されることとなり、正当な利益を害するおそれがある。また、医療を提供する施設という特性上、病院は患者の身の安全の確保に加えて、医療機器や麻薬をはじめとする薬品等の危険物の盗難防止等、安全管理に厳重な配慮が求められる。平面図のうち、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分は、病院の内部管理情報であり、犯罪等に悪用されると、病院等を経営する法人の社会的信用が損なわれ、正当な利益を害するおそれがあるため、条例第3号アの規定により不開示としたものである。

3 審査会の判断

(1) 結論

本件部分開示決定は、これを取り消し、改めて条例第11条第1項の規定に基づく決定を行うべきである。

(2) 理由

条例第7条第2号該当性について

氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、また、一級建築士登録番号や役職名については、氏名と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができる認められ、本号ただし書きにも該当しないため、不開示としたことは妥当である。

条例第7条第3号該当性について

当審査会で調査したところ、当該行政文書を県に提出している医療機関は、開示請求書が提出された平成26年9月2日時点では、独立行政法人Cが直接運営する病院となっており、条例第7条第6号で判断すべきだったのではないかと、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 当該行政文書の申請者である医療機関の開設者が、平成26年4月1日から独立行政法人Cへ変更されたことは知っていたが、当該医療機関が当該行政文書を県へ提出した時点では、開設者は、Dであったことから、条例第7条第3号アの規定を適用して、開示不開示を判断した。

実施機関は、上記のとおり説明しているが、開示請求のあった時点で、開設者が独立行政法人であれば、条例第7条第6号を適用して、開示不開示を判断すべきであったと認められる。

条例第7条第6号該当性について

本件行政文書1から5において、設計図作成業者、当該所在地、及び一級建築士事務所登録番号が記載されており、また、平面図には、縮尺、寸法、病床や機材の配置関係が記載されていた。

当審査会では、実施機関が、条例第7条第3号に該当するとして不開示決定した部分について、条例第7条第6号に該当するかどうか、検討を行った。

ア 設計図作成業者、当該所在地、及び一級建築士事務所登録番号について

独立行政法人等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、県民等に説明する県の責務を重視した判断が必要になることを考慮すると、支出の相手方である法人等名称に係る部分については、むしろ積極的に開示すべき内容であり、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言い難い。よって、当該項目については、開示すべきである。

イ 平面図について

当審査会において、条例第7条第6号で不開示該当性を判断するとどうなるか、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

a 第7条第3号の規定により不開示とした平面図の不開示部分については、第7条第6号で判断したとしても、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報に該当し、不開示とする判断に変更はないものとする。

実施機関は、平面図については、上記理由により、不開示が適当と判断し、一方で、患者等の利便性のために、院内に掲示してある案内図に記載されている情報については、広く一般に公表されていると判断し、開示したと主張しているが、当審査会では、院内に掲示してある案内図に示されている事項、例え

ば、トイレ、エレベーター、階段、廊下、処置室の名称といった情報はもとより、外来患者とその付添人、入院患者の見舞客等の一般人が立ち入ったり、視界に入る範囲、例えば、入院部屋の内部構造や視界に入る範囲の寸法等については、開示したとしても、当該医療法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、開示すべきであると判断する。

なお、現在の決定内容を見ると、一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分を病院の内部管理情報として一律に不開示と判断しており、「支障」や「おそれ」の程度について、個別具体的な検討がなされておらず、実質的なものであるという判断が、適切になされたとは言い難い。実施機関は、開示という原則に従い、個別具体的に支障が生じる理由を列挙した上で不開示範囲を決定すべきであった。

本件部分開示決定について

本件部分開示決定については、一部適用すべき条文を誤ったと言わざるを得ず、また、不開示範囲の決定も、個別具体的な検討がなされているとは言えないため、これを取り消し、改めて条例第11条第1項の規定に基づく決定を行うべきであるとする。

諮問実施機関	：熊本県知事
諮問日	：平成27年 2月24日（諮問第165号）
答申日	：平成28年10月 7日（答申第125号）
事案名	：病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等に係る部分開示決定に関する件

答 申

第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が病院・診療所開設許可事項変更許可申請書等について、平成26年10月16日に行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）は、これを取り消し、改めて熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づく決定を行うべきである。

第2 諮問に至る経過

1 平成26年9月2日、異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、実施機関に対し、次の行政文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- （1）添付書類1の別紙4（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （2）同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- （3）添付書類1の別紙6（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （4）同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- （5）添付書類1の別紙8（病院・診療所開設許可事項変更許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （6）同変更許可書、同病院使用許可申請書及び同使用許可書
- （7）添付書類1の別紙9（病院使用許可申請書）に添付の 変更前及び変更後の建物の平面図
- （8）同使用許可書

2 平成26年10月16日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として特定した文書のうち、以下に示す文書については、条例第7条第2号及び第3号に該当することを理由に、本件部分開示決定を行った。

- （1）平成15年2月24日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更前及び変更後の平面図（以下「本件行政文書1」という。）
- （2）平成15年4月3日付け「病院使用許可申請書」及び当該申請書に添付されている変更前及び変更後の平面図（以下「本件行政文書2」

という。)

(3) 平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の平面図(以下「本件行政文書3」という。)

(4) 平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の平面図(以下「本件行政文書4」という。)

(5) 平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変更後の平面図(以下「本件行政文書5」という。)

3 平成26年12月10日、異議申立人は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対して、本件部分開示決定を不服とする異議申立てを行った。

4 平成27年2月24日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件部分開示決定を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書等によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人Aは、B病院とC病院(現・D)の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたこと等を論点にして、県と裁判中であり、熊本地裁に対し、重要な証拠書類として、C病院の建物平面図等の文書提出命令を申し立てたが容認されなかった。

(2) 変更後の平面図は、C病院の内部情報であることを理由に、ほとんど黒塗りされ非開示である。

申立人が県と訴訟中であることから、県が明確な意図をもって文書を秘匿していると考えられる。

(3) 異議申立人は、一部不開示となった、平成15年2月24日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の建物の平面図、平成23年11月8日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の建物の平面図、平成25年3月25日付け「病院・診療所開設許可事項変更許可申請書」に添付されている変更後の建物の平面図、平成25年4月17日付け「病院使用許可申請書」に添付されている変更後の平面図は、B病院とC病院の結核病床廃止について不公平・不平等な取扱いを受けたことを証する重要な文書であると考え、全面開示を引き続き求める。

- (4) 県は、平面図や関連文書の開示を頑なに拒みながら、一方では「何ら問題ない図面である」との相反する趣旨を裁判で再三述べている。問題ない図面であれば、おそれることはないはずであり、従って、マスキング等の手の込んだ工作をさせず、事実解明のために全面開示するのが公正・公平を重んじなければならぬ行政官庁のあるべき姿ではあるまいか。
- (5) 県は、C病院のために、平成25年4月に建築された新病棟の補助金交付条件である増築部分の病床数10パーセント削減を充足させるため、平成23年11月に廃止され0床となり世に存在しない結核病床を法的根拠なく復活させ、数字合せのために再度カウントしたのであるが、これは適法な手続を一切経ていない措置である。
- (6) また、C病院の新病棟竣工は平成25年4月30日であるが、竣工直前に変更申請させている点も(4月17日申請、同月30日決裁)、県の対応はB病院に対する理不尽な処分とは真逆であり、明らかに恣意的である。
- (7) これらの点を明らかにすべく、異議申立人はC病院の関係図面の閲覧を求めて文書提出命令を申し立て、弁論再開を申し立てたのであるが、県が前述の主張「訴訟に関係がない」等を繰り返した為に容認されなかった。このことは、当図面が県にとって、訴訟の結果を左右するほどの都合が悪いものであることを端的に示している。
- (8) 無関係であれば、後でも述べるが、変更後の建物平面図をマスキングして大半を不開示にする必要はないはずである。熊本県情報公開条例(許認可、補助金交付等の情報は原則開示する)の趣旨からも、異議申立人の主張を認め、全部開示すべきである。
- (9) 熊本県情報公開条例第7条第3号アは、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としているが、熊本県情報公開条例解釈運用(平成27年4月)の39ページで、この規定について、以下のよう
に解説している。
- 1 県は、許認可、補助金交付等の事務事業を通じて、法人又は事業を営む個人の情報を収集しているが、これらの情報は原則として開示する。
 - 2 自由経済においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすると定めたものである。条例解釈運用基準の1によれば、許認可情報は原則開示することになっているにもかかわらず、県は、1ではなく2の解釈を適用して不開示としたと説明している。すなわち、B病院とC病院は競争上の地位にあ

り、B病院に知れるとC病院の利益を害するおそれがあると解釈したとする建前で不開示としたのである。

実態はB病院とC病院との間には何らの争いも生じていないのである。B病院の抗議対象は県であって、C病院ではない。

県は両病院の対応につき、あまりにも不公正・不平等に取り扱ってきた。(平成16年当時、両病院は結核病床を共に10床保持していた。しかし現在では、県の恣意的差配により公的病院であるC病院は0床と認可され、一方、私的病院のB病院は、平成10年頃より結核患者も殆ど存在せず、為に専門医師も平成16年には辞任して不在となっているが、県はこのことを熟知しながらもなお、結核病床6床の保持を命じている。B病院は両病院に対する県の差別が極端であることに反発し、初めて県の指示に従わず、法律に従って一般病床に変更したのであるが、県は知事勧告を付して、一般病床6床を医療保険が適用できない病床となるよう処分してきたのである。また、元の結核病床6床に戻すようにも勧告を付している。)

(10) 病院内の構造設備(病室、診療室、手術室、検査室等)の大半は、広く一般に詳細な位置関係等が公表されており、公表されなければ、患者は外来診察や通院・入院ができず、家族はお見舞いもできない。

(11) 本件平面図で、E保健所が公表している(マスクングしていない)箇所を見ると、廊下・階段・トイレのみである。これでは、患者や家族はトイレしか利用できないことになる。非常識な解釈であり、医療を広く人々に提供する公共的な施設という病院の特性そのものを否定している。

本件平面図のマスクング(大半不開示)は、社会通念に明らかに反しており、到底容認できるものではない。

(12) 県は、B病院とC病院は競合関係にあるので図面の公表ができないとの見方をしているようにみせかけているが、これは虚言である。

実際には、両病院は相互補完関係にあり、患者を相互に紹介する密接な連携関係にもある。

C病院で入院・手術後に、療養を要する患者はB病院に転院するケースが多い。また、B病院にない診療科目等、B病院ではできない手術・治療を要する患者は、逆にC病院に紹介する。

両病院は良好な医療連携で結ばれており、職員同士も友好関係にある。そもそもC病院がB病院に対し、不公平・不平等な取扱いをした訳ではない。

(13) 病院の平面図を公表すると、県の不公平・不平等な取扱いが表面化されるので、困るのは県であって、無関係なC病院ではない。さらに、県は、裁判において「C病院の平面図は病棟の様態替えや新病棟建設に

当たって、病室の配置や面積等が医療法上の施設基準を満たしているかを審査するために提出されたものであり、B病院とC病院の結核病床廃止について不平等な取扱いを受けたことを証する文書に成り得ないから、熊本地裁は文書提出命令申立を棄却した」と主張する。

しかし、B病院はこの図面・文書が県の恣意的差配によりB病院に対し、如何に理不尽な差別的取扱いをしたのか、白日の下に証する文書となることからこそ申請しているのである。

熊本地裁が文書提出命令申立を棄却したのは、前出のとおり、県が「変更前及び変更後の建物平面図等は148枚もの大量に上るもので、(中略)訴訟をいたずらに混乱させる」、「図面は本裁判とは無関係である」との虚言の主張を繰り返したからである。同図面を巡る弁論再開の申立ても、上記意見が容れられたため、認められなかったのである。

- (14) なお、「平面図のうち、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分」について、県は、「現在撤去済みの建物の部分を除く」としている。変更前の建物の平面図のうち、解体した建物(の中に、論点となっている結核病床があった)については病院の内部管理情報に該当せず、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分であったとしても、開示しなければならないのである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関からの理由説明書等での説明内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

- (1) 個人の氏名及び職名(公務員を除く。)、一級建築士の登録番号及び氏名については、条例第7条第2号に該当する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、不開示とした。
- (2) 設計図作成業者に関する情報については、本件部分開示決定通知書の【開示しないこととした部分2】において、「平面図のうち、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分(現在撤去踏みの建物、設計図作成業者、登録番号の部分を除く)」と記載しているが、実際には、病院を経営する法人の取引先に関する情報であり、公にすると法人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アの規定により不開示としている。
- (3) 平面図のうち、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分については、条例第7条第3号アに該当し、公にすることにより当該法人の内部管理情報及び取引先情報が公開されることとなり、正当な利益を害するおそれがある。また、医療を提供する施設という特性上、病院は患者の身の安全の確保に加えて、医療機器や麻薬をはじめとする薬品等の危険物の盗難防止等、安全管理に嚴重な配慮が求められる。平面図

のうち、広く一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分は、病院の内部管理情報であり、犯罪等に悪用されると、病院等を経営する法人の社会的信用が損なわれ、正当な利益を害するおそれがあるため、条例第3号アの規定により不開示としたものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件部分開示決定の妥当性について

(1) 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるような情報が記録されている行政文書については、原則として不開示とすることを定めたものである。

当審査会で本件行政文書1から5を見分したところ、本件行政文書1から5すべてにおいて、一級建築士登録番号及び氏名が記載されており、また本件行政文書2の申請書には、当該医療法人の職員の職及び氏名が記載されていた。氏名は、特定の個人を識別できる情報であり、また、一級建築士登録番号や役職名については、氏名と組み合わせることにより、特定の個人を識別できると認められ、本号ただし書きにも該当しないため、不開示としたことは妥当である。

(2) 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報は、原則として開示するが、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、原則として不開示とすることを定めたものである。

当審査会で調査したところ、当該行政文書を県に提出している医療機関は、開示請求書が提出された平成26年9月2日時点では、独立行政法人Fが直接運営する病院となっており、条例第7条第6号で判断すべきだったのではないかと、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

当該行政文書の申請者である医療機関の開設者が、平成26年4月1日から独立行政法人Fへ変更されたことは知っていたが、当該医療機関が当該行政文書を県へ提出した時点では、開設者は、Gで

あったことから、条例第7条第3号アの規定を適用して、開示不開示を判断した。

実施機関は、上記のとおり説明しているが、開示請求のあった時点で、開設者が独立行政法人であれば、条例第7条第6号を適用して、開示不開示を判断すべきであったと認められる。

(3) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、不開示情報として、県の機関又は国、独立行政法人等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを規定している。その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてアからオまで例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定したものである。

その例示として、同号オに「県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」がある情報を規定している。

この趣旨は、独立行政法人等に係る事業については、企業経営という事業の性質上、第3号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするというものである。

ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、独立行政法人等に係る事業であることに照らして、県民等に説明する県の責務を重視した判断が必要になるため、その開示の範囲は第3号の法人等とでは当然異なり、独立行政法人等に係る事業に関する情報の不開示の範囲は、より狭いものとなる場合があり得る。

当審査会で本件行政文書1から5を見分したところ、本件行政文書1から5において、設計図作成業者、当該所在地、及び一級建築士事務所登録番号が記載されており、また、平面図には、縮尺、寸法、病床や機材の配置関係が記載されていた。

当審査会では、実施機関が、条例第7条第3号に該当するとして不開示決定した部分について、条例第7条第6号に該当するかどうか、検討を行った。

設計図作成業者、当該所在地、及び一級建築士事務所登録番号について

当審査会において、条例第7条第6号で不開示該当性を判断する

とどうなるか、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 独立行政法人の公共性を考慮すると、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報とまでは言い難いため、開示することになると考える。

確かに、独立行政法人等が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、県民に説明する県の責務を重視した判断が必要になることを考慮すると、支出の相手方である法人等名称に係る部分については、むしろ積極的に開示すべき内容であり、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとまでは言い難い。よって、当該項目については、開示すべきである。

平面図について

当審査会において、条例第7条第6号で不開示該当性を判断するとどうなるか、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

ア 第7条第3号の規定により不開示とした平面図の不開示部分については、第7条第6号で判断したとしても、企業経営上の正当な利益を害するおそれがある情報に該当し、不開示とする判断に変更はないものとする。

実施機関は、平面図については、上記理由により、不開示が適当と判断し、一方で、患者等の利便性のために、院内に掲示してある案内図に記載されている情報については、広く一般に公表されていると判断し、開示したと主張しているが、当審査会では、院内に掲示してある案内図に示されている事項、例えば、トイレ、エレベーター、階段、廊下、処置室の名称といった情報はもとより、外来患者とその付添人、入院患者の見舞客等の一般人が立ち入ったり、視界に入る範囲、例えば、入院部屋の内部構造や視界に入る範囲の寸法等については、開示したとしても、当該医療法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれその他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えず、開示すべきであると判断する。

なお、病院という事業の性質上、患者の安全管理や危険物の盗難防止等に厳重な配慮が求められるという主張は、十分理解できるものであり、これらに関する情報を公にすると、「事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」として第6号に該当する情報はあり得ると考える。

しかし、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、要件の該当性を客観的に判

断する必要があり、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。判断にあたっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものであることが要求されること、また「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものであることに留意する必要がある。

現在の決定内容を見ると、一般に詳細な位置関係等が公表されていない部分を病院の内部管理情報として一律に不開示と判断しており、「支障」や「おそれ」の程度について、個別具体的な検討がなされておらず、実質的なものであるという判断が、適切になされたとは言いがたい。実施機関は、開示という原則に従い、個別具体的に支障が生じる理由を列挙した上で不開示範囲を決定するべきであった。

2 本件部分開示決定について

本件部分開示決定については、一部適用すべき条文を誤ったと言わざるを得ず、また、不開示範囲の決定も、個別具体的な検討がなされているとは言えないため、これを取り消し、改めて条例第11条第1項の規定に基づく決定を行うべきであるとする。

3 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	鹿瀬島	正剛
会長職務代理者		原島	良成
委	員	石井	麻衣子
委	員	立石	邦子
委	員	井寺	美穂

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
-------	-----------

平成 27 年 2 月 24 日	・ 諮問 (第 165 号)
平成 27 年 4 月 7 日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受理
平成 28 年 2 月 1 日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成 28 年 5 月 25 日	・ 審議
平成 28 年 6 月 29 日	・ 異議申立人による口頭意見陳述の実施
平成 28 年 7 月 20 日	・ 実施機関からの説明聴取及び審議
平成 28 年 8 月 17 日	・ 審議
平成 28 年 9 月 21 日	・ 審議